

須坂市須坂伝統的建造物群保存地区
保存活用計画

2023年10月31日 告示

(須坂市教育委員会告示第14号)

改正 2024年 2月27日 告示

(須坂市教育委員会告示第 1号)

長野県須坂市

須坂市須坂伝統的建造物群保存地区保存活用計画 目次

1	保存活用計画の基本事項	1
	(1) 保存活用計画の目的	1
	(2) 保存地区の名称・面積・範囲	1
2	保存および活用に関する基本計画	1
	(1) 保存地区の沿革	1
	(2) 保存地区の現況	3
	(3) 保存地区の特性	4
	(4) 伝統的建造物群の特性	6
	(5) 保存および活用の基本的な考え方	11
	(6) 保存および活用の内容	12
	(7) 保存活用の推進体制	13
3	伝統的建造物および環境物件の決定	13
	(1) 伝統的建造物	13
	(2) 環境物件	13
4	建築物等および環境物件の保存整備計画	14
	(1) 保存整備の方向性	14
	(2) 保存整備計画	14
5	助成措置等	15
	(1) 経費の補助	15
	(2) 技術的支援	15
	(3) 固定資産税の軽減	15
	(4) 建築基準法の緩和	15
	(5) 保存団体への支援	15

6	保存および活用のため必要な管理施設および設備並びに環境の整備計画	15
(1)	管理施設等	15
(2)	防災施設等	16
(3)	環境の整備等	16
7	保存および活用のために必要な事業計画	17
(1)	情報発信等	17
(2)	人材育成等	17
(3)	空き家対策等	18
(4)	地域振興・賑わい創出等	18
別表1	伝統的建造物（建築物）	19
別表2	伝統的建造物（工作物）	23
別表3	環境物件	23
別表4	修理基準	24
別表5	復旧基準	24
別表6	修景基準	25
別表7	許可基準	26
別図1	須坂伝統的建造物群保存地区 範囲図	27
別図2	伝統的建造物（建築物） 位置図	28
別図3	伝統的建造物（工作物） 位置図	29
別図4	環境物件 位置図	30

須坂市須坂伝統的建造物群保存地区保存活用計画

須坂市伝統的建造物群保存地区保存条例（令和3年7月1日須坂市条例第13号。以下「保存条例」という。）第3条の規定に基づき須坂市須坂伝統的建造物保存地区（以下「保存地区」という。）の保存および活用に関する計画を定める。

1 保存活用計画の基本事項

(1) 保存活用計画の目的

この保存活用計画は、保存地区の歴史や地理的・地形的環境により形成され受け継がれてきた歴史的な町並みを、地区住民をはじめ市民共有の財産として後世に継承するとともに、まちづくりにおいてその活用を図ることで、生活環境・文化的環境の向上と活力あるまちづくりの推進に資することを目的とする。

(2) 保存地区の名称・面積・範囲

保存地区の名称：須坂市須坂伝統的建造物群保存地区

保存地区の面積：約18.3ヘクタール

保存地区の範囲：須坂市大字須坂字八木沢、字芝宮、字春木町、字中町、字新町、字常盤町、字山崎、字上町、字横町、字宗石、字青木の各一部
(別図1参照)

2 保存および活用に関する基本計画

(1) 保存地区の沿革

須坂市は長野県北部の善光寺平に位置し、西は千曲川を境に長野市、東は破風岳や四阿山などを境にして群馬県に接する。東の群馬県境にそびえる山々から西に向かって流れる川によって形成された扇状地面にあり、市内で約1,200メートルの標高差がある。市域には山地・山麓を中心に数多くの縄文期の遺跡があり、弥生期以降は豊富な湧水と千曲川の低湿地をひかえた扇端部を中心に生活の跡をのこしており、時代が下るにつれ徐々に生活域の広がりをみせていたことが推測される。また、中世には須坂市井上地籍を本拠地とする武士の井上氏が登場、続く戦国時代は上杉氏と武田氏の勢力争いの最前線となった。

保存地区は山地部と平野部の接点に位置し、松川扇状地と百々川扇状地の接合するところ、すなわち松川と百々川の作る二つの谷の谷口の接する複合谷口にある。この地形から、山麓を過ぎる街道（谷街道）と二つの谷へ通じる街道（大笹街道、山田道）を骨格として、江戸期以前から交通の要衝として町場が形成されていたと考えられている。このことから、戦国時代が終わり周辺地域が須坂藩堀氏の所領となった際、その陣屋はこの町場

を含む須坂村（保存地区とその周辺を村域とする村）に置かれた。

近世の須坂村は、須坂藩堀氏の陣屋が置かれたことで、政治的な陣屋町の性格を持ったが、大笹街道と谷街道の二つの街道が交差するという好条件により、近世後期には商業経済・貨幣経済浸透を受けて急速に商業地化した。もともと北信濃の穀市場の中心地であり穀商いは多かったが、江戸末期には物資集散地としてさまざまな稼ぎをもとめて人が集まる商工業者の町となり、活力のある経済と文化の基礎が築かれていった。

江戸末期から明治期にかけては、横浜開港を契機とする輸出用生糸の需要増大を受けて製糸業が急速に発展し、須坂町（明治9年（1876）に須坂村を改称）における主要な産業へと変わった。須坂町では、ゆるく長い傾斜地である地区の特性を利用し、江戸期から大笹街道に面した敷地では、街道と並行して敷地の中ほどを流れる「裏川用水」と呼ばれる水路が整備されており、人々の生活と精米・搾油といった水車商いを支えていたが、この水路の水車動力を用いた器械製糸業が明治初期から始まった。また、県下に先駆けて製糸結社「東行社」を設立し、共同出荷体制を整えることで輸出用生糸の需要に応じるなど、先進的な製糸業地として発展した。

明治後期から大正期には製糸業の隆盛は全盛期を迎え、町には製糸業にかかわる多くの人が集まり、近世からの商業の町須坂をさらに繁栄させた。大笹街道の東裏の畑地であった地区は、町の発展と人口増加に伴い長屋や小規模な住宅が高密度で建てられ、大工、建具屋、桶屋、下駄屋といった職工などが住み製糸業の発展を支えた。また、製糸業にかかる商談の場として料亭の需要も増え、明治中頃にできた浮世小路（太光楼小路）には料亭と置屋が軒を並べ、旦那衆や芸者衆が行き交う花街として賑わった。

大正期に入り、須坂劇場の開業や須坂駅の開設に伴い商店街や繁華街が拡大し、さらには町域を拡大するなど、製糸業を基幹産業として町は大きく発展した。こうした発展に伴って蓄えられた大きな経済力を背景に、街道沿いは耐火性能を備える大壁造の豪壮な建物群に建て替わり、あわせて道路や鉄道、電話、電気といった社会資本の整備や、私立学校の設立、公園設計案の立案など周辺に先駆けた事業が数多く行われた。

昭和期に入ると、昭和4年（1929）に始まった世界恐慌の影響を受け製糸業は衰退し、そのまま戦争の時代を迎えた。製糸工場は企業整理令により整理統合され、設備や労働力は軍需産業へ転用され、須坂町の多くの製糸工場も閉業や転業を余儀なくされた。戦後、昭和25年（1950）からの朝鮮戦争特需により一時的に復興をみたが、かつて最大の生糸輸出先であったアメリカではナイロンなどの化学繊維の台頭により絹の消費量が激減しており、特需の終了で製糸業は低迷、須坂市（昭和29年（1954）に須坂町が周辺村と合併し誕生）の主要産業は電子工業へと転換が図られた。

一方、戦後の経済成長とモータリゼーションの進展を受けて、駐車場を設備したスーパーマーケットや大型店舗などが保存地区西側の須坂駅前エリアなどに進出すると、一般消費者の買物圏が変わり、その影響は保存地区にも及んだ。保存地区は街道沿いを中心に商店が立ち並び多くの買い物客で賑わう商店街だったが、こうした一般小売店が打撃を受け、昭和50年代以降廃業する店が増えた。小売店舗の減少は平成期になりさらに拍車がかかり、現在保存地区にのこる商店は多くない。

(2) 保存地区の現況

(町並み保存の経過)

歴史的な建造物を活かしたまちづくりの契機は、昭和 60 年（1985）から須坂新聞で連載された「須高地方の民家と町並み」であり、スケッチと解説文によるその連載は須坂の町並みと数多くのこる民家の美しさやその背景にある歴史を広く市民に認識させた。続いて、昭和 61 年（1986）には歴史的な町並みの保存を目的とした「信州須坂町並みの会」が地元有志によって結成され、今日まで町並みの魅力を市民や観光客に伝える重要な役割を担ってきた。会は昭和 62 年（1987）に全国町並み保存連盟に加入し、同年 11 月には連盟の幹事会を須坂で開催、平成 6 年（1994）には連盟と共催で第 17 回全国町並みゼミ須坂大会を開催するなど、発足以来町並みの魅力発信のため積極的な活動を行ってきた。こうした機会を通じて、須坂の町並みは全国の町並み保存先進地の住民からも非常に高く評価され、地元住民の町並み保存に対する自信につながった。

これに伴い、昭和 63 年（1988）に須坂の町並みを将来に保存するため、その基礎資料作成を目的に調査が行われ、日本ナショナルトラスト編『須坂の歴史的町並み—シルキータウン・信州須坂の土蔵造をいかしたまちづくりにむけて』（同、1989）が作成された。また、翌平成元年には保存対策をより具体化するため、伝統的建造物群保存対策調査を行い、長野県須坂市教育委員会編『信州須坂の町並み—伝統的建造物群保存対策調査』（同、1990）が作成された。これらの調査により須坂の町並みの特徴が論じられるとともに、行政や民間による様々な活動が行われた結果、須坂の歴史や文化の集積である土蔵造をはじめとする民家群は市内外から注目を浴び、文化財や観光資源だけでなく商業や居住の場としても活用が図られてきた。

また、前述の「信州須坂町並みの会」のほかにも、平成 24 年（2012）には市内の若手男女による「須坂景観づくりの会」も発足し、歴史的な建造物が多くのある地域をはじめ、市内全域の景観を考える活動が始まり、令和 4 年（2022）には新たな住民組織として「信州須坂町並みフォーラム」が発足した。保存地区でも、蔵の町並みの美しさに焦点を当て、地域住民とともに塀の塗り替えを行うワークショップの開催やまちづくりや景観について考える講演会なども行われ、住民活動も少しずつ盛り上がりをみせている。

(町並み保存の取り組み)

須坂市では、平成 5 年（1993）に、市独自で須坂地区歴史的景観保存対策事業補助金を創設し、土蔵造の建造物が集中する街道沿いを中心に、須坂地区歴史的景観保存対策事業・保存区域と定め、区域内での住宅や店舗、門、塀、広告物等の修理・修景に要する経費に対する補助制度を設けた。平成 7 年（1995）には国の補助事業である街なみ環境整備事業を導入し、平成 21 年（2009）まで 16 年間にわたって行われた須坂地区歴史的景観保存対策事業では、計 194 件の修理・修景が行われた。

また、様々な事業を活用し、市が所有する歴史的な建造物をまちづくり拠点施設や美術館、博物館に転用し活用を図る取り組みを継続している。こうした取り組みにより、製糸

家 牧新七の主屋や店舗、土蔵等を美術館として一括で保存・改修し公開する「岡信孝コレクション 須坂クラシック美術館」や、同じく、製糸家 小田切辰之助の建造物群を展示公開施設として保存・改修した「旧小田切家住宅」、製糸家 越寿三郎ゆかりの住宅「旧越家住宅」、旧繭蔵を曳家移転した「ふれあい館 まゆぐら」など、多くの歴史的な建造物が保存・活用され、一般に公開されている。平成 30 年（2018）に県宝（建造物）に指定された「旧小田切家住宅」をはじめ、これらのほとんどが国登録有形文化財や県・市の指定文化財とされており、歴史的な建造物と町並みの恒久的な保存に向けての取り組みが進められている。

一方で、昭和 63 年（1988）と平成元年（1989）に行った建物調査から 20 年余りが経過していることや、町並みを構成していた建造物の解体が目立つようになってきたことから、平成 22 年（2010）に改めて歴史的な建造物の現況確認調査を行った。この調査で、先の調査対象であった 375 棟のうち約半数の建造物が 20 年余りで取り壊されていることが明らかとなった。このように、歴史的な建造物の保存がより深刻な課題となっていることから、活用することで減少に歯止めをかけることを目的に、平成 24 年（2012）に須坂市歴史的建造物登録制度および歴史的建造物を活かしたまちづくり事業補助金を創設し、令和 4 年度までに 49 件の登録と 10 件の補助を行い、保存のための活用を進めてきた。

また、平成 25 年（2013）には須坂市景観計画を定め、保存地区を含む 48ha（街なみ環境整備事業促進区域）を景観育成重点地区とし、歴史的な建造物の修理・修景だけでなく、新しい時代の建造物と歴史的な建造物が調和した町並みを形成するまちづくりを進めている。このほかにも、平成 18 年（2006）からは蔵の町並みをはじめとする須坂の歴史・文化を大学の授業や研究の題材として提供する蔵の町並みキャンパス事業を行っている。主に保存地区周辺を舞台とした授業や研究が県内外の様々な大学によって行われるなど、行政と地元住民によって継続されてきた歴史的な建造物の保存の効果によって市外の人々からもその価値が認識されてきている。

ほかにも、町並み保存の取り組みに合わせて都市計画の見直しも進めている。特に、昭和期以降定められた都市計画道路の多くは、戦後から高度経済成長期の人口増加や市街地の拡大を想定して計画されたが、社会情勢の変化や町並み保存に関する取り組みに伴い都市計画道路の一部を廃止するなど、伝統的建造物を活かしたまちづくりを推進している。一方で、平成 27 年（2015）からはインターチェンジ周辺に新複合交流拠点を整備する計画が進められており、歴史的な建造物を活かした古くからの中心市街地とインターチェンジ周辺の 2 地区を主要拠点に、工業や農業、商業、観光などを複合的に連携させた新たなまちづくりが進められている。

（3）保存地区の特性

（地割）

保存地区は、西から北へ抜ける谷街道、南へ抜ける大笹街道、東へ抜ける山田道の交点である「中町の辻」を中心に、それぞれの街道に沿って町が形成されている。街道沿

いでは、間口が狭く奥に長い形状の敷地が大半を占めており、その骨格は遅くとも陣屋町として整えられた時代にさかのぼって形成された。近代以降の製糸業隆盛期には細長い敷地を合筆し、間口の広い大規模な敷地を形成するものも現れた。一方で、街道に面さない敷地は、間口、奥行きともに小規模な敷地が多く、高密に建ち並ぶ建造物群の基盤となっている。

現在の地割と近世、近代の地割をそれぞれ比較すると、町形成の由来であり地割の骨格を構成する街道は旧来の道筋をよくのこしており、街道に面する敷地の間口は江戸期の地割の70%以上が現在まで大きく改変されることなく継承されている。また、近代の製糸業の発展とともに合筆され大規模化した敷地は、その後分筆されることなく現在まで継承されている。現在の地割は近世由来の地割を基盤としたその後の製糸業の発展過程をよく示しており、製糸業隆盛期である近代の地割が現在までよく継承されている。

(町並み)

保存地区は、中町の辻を中心とした十字の街道を骨格として、中世にはすでに町場が発達していたと考えられる。そこに陣屋が構えられたことで町割りが再編されたが、農業や商工業の比重が大きな中世由来の「在郷町」としての性格が色濃くのこる。

保存地区は大きく二つの町並みで構成される。一つは、明治期以降の製糸業の発展とともに普及した、瓦葺きの屋根に壁を土で塗り込めた大壁造（中塗り仕上げ、白漆喰仕上げ）とした土蔵造の店舗などを中心に広がる街道沿いの町並みと、もう一つは、製糸業による町の発展を支えた労働者や職人といった人口増加に伴い建てられたと推定される長屋や小規模な住宅が数多くのこる街道に面さない町並みである。

街道沿いの町並みは重厚な土蔵造の店舗が多く建ち並び、製糸業で発展した当時の華やかさを物語っており、一方で、在郷町由来の商家とも農家とも解釈できる民家も混在する。街道沿いには妻入と平入が混在しており、敷地いっぱいには建築物が設けられることは少なく、その多くが門を設けている。街道に面して重厚な店舗だけが軒を連ねる町並みとは異なり、店舗、門、店舗、門…とリズムよく並ぶことで、連続する不連続性ともいべき町並みが形成されている。この不連続性が街道沿いの町並みの特徴であり、重厚な建造物の間に垣間見える「奥への広がり」を感じることができる。また、街道沿いには下屋を設ける建築物が多く、二階部分の白漆喰などが生み出す明るい帯と軒の深い下屋が生み出す暗い帯がそれぞれ連続することで、特徴的な町並み景観を形成している。

一方で、街道に面さない町並みは長屋や小規模住宅が高密に建ち並ぶ。重厚な土蔵造が建ち並ぶ街道沿いの町並みとは一線を画し、低い軒を連ねる町並みは当時の製糸業の発展を支えた人々の生活を偲ばせる。奥に広がる庭や土蔵などが魅力的な奥を形成しているのと同様に、街道に面さない町並みは街道から垣間見える奥の空間の一つであり、往時の人々の生活や文化を継承するうえで保存すべき魅力的な町並みである。

(小路)

保存地区は十字の街道を骨格として町場が形成されてきたが、その周囲には多数の小路が存在する。そのうちのひとつで上中町交差点の東にある幅員2m程度の「浮世小路」は、明治中頃から昭和期にあった花街の小路である。当時は、商談や社交の場として利用された料亭や、芸者衆の置屋、髪結い、銭湯などが建ち並んでいた。現在も格子を設ける建造物や板塀などが、往時の面影をのこしている。また、道に面して建つ建造物の脇には奥へ抜ける小路が設けられる。これらは、私有地であるため主屋や奥に建つ土蔵などへのアプローチとしての利用が主であるが、地域住民の生活道路として利用されてきた小路もあり、一部では私道である小路に面して民家が建ち並ぶ様子もみられる。

現在も利用され続けている数多くの小路は、道路としての性質を持つだけではない。街道沿いに建ち並ぶ重厚な土蔵造の建造物群と、庭や土蔵、製糸業の発展を支えた付属屋などの魅力的な奥に広がる空間や建造物群が保存地区の特徴であり、小路はそれらを繋ぐ重要な要素となっている。

(水路)

保存地区内は南北方向へ勾配があり、南から北へいくつもの水路が流れている。水路は「裏川用水」と呼ばれ、南北の街道（大笹街道）に面した敷地では中間（表から20間ほどの位置）に1本、背割り（表から60間ほどの位置）に1本の水路を配しており、そこに水車をかけ動力として古くから利用されてきた。

水路は生活用水として、また、水路に水車をかけ、精米や搾油のための動力として、製糸業に関わる器械製糸の動力としてなど、様々な用途で利用されていた。また、水路には水の神様が住んでいると多くの人に信じられており、澄んだ水が満々と流れ水草が揺れている様子は住民の心に焼き付いているといい、敷地内の水路で蛍をみることができるよう水が澄んでいたとの伝承もある。

現在はコンクリートの側溝などに代わり幅員が狭くなった水路もあるが、一部にはばたもち石積み※などの石積みで造られた水路ものこっている。大雨の際には洪水等の引き金になってしまう要素もあったが、それ以上に人々の生活に必要な存在として古くから利用されており、保存地区での人々の営みや製糸業の歴史を尊重するうえで水路は欠かせない存在である。

地割と同様に近世から町の中を流れる水路は、部分的な流路変更はあるものの基本的な構造は現在まで継承されている。ただし、都市開発や住宅の建て替え等により現在は暗渠となっている水路が多く、暗渠化によってメンテナンスが困難になり上流で水の流れを止めるなど、水路としての機能を失ったものも増えている。

※ ばたもちのような丸々とした大きな石によって組まれた、須坂の特徴的な石積み。

(4) 伝統的建造物群の特性

保存地区の町並みを構成する伝統的建造物として、店舗や主屋などの建築物と、門や塀

などの工作物が現存する。保存地区周辺にはかつてから、商人や職人、農人などが混在しているため、商家とも農家とも解釈できる建築物が混在している。これらを総称して民家としているが、保存地区内の伝統的な建築物では民家の割合が特に多い。その敷地には、店舗や主屋のほか、土蔵や付属屋などが建ち、製糸場や水車小屋など、製糸業関係の施設ものこる。民家以外には、武家住宅や長屋、宗教施設など様々な種類の建築物が現存している。また、門や塀、石積みなどの工作物も多様で、保存地区の町並みを構成する重要な要素となっている。

ア 伝統的建造物の特性—建築物

(ア) 民家

(屋敷構え)

街道に面する敷地では敷地間口いっぱいに建築物を設けることは少なく、敷地の片側に寄せて門を設けるか、建築物の真ん中にくぐり門を設けることが多い。そのため、店舗の入口は街道に面しているものの、主屋の玄関は門を通り、外通路を介してアプローチするようになっているため、門や外通路によって奥への抜けが感じられる配置となっている。ただし、敷地間口が広い場合は、町並みが途切れないうよう塀や土蔵が設けられる。一方で、街道に面さない敷地では店舗や門を設ける民家は少なく、道路に面して軒の低い主屋が長屋のように高密度に建ち並んでいる。

街道沿いの民家の多くは表に面して店舗もしくは主屋を構え、その背後に土蔵や付属屋を設けるが、店舗と主屋の構成だけでも大きく三つに分類できる。主屋が独立して建つ場合（「主屋」）、店舗と主屋がそれぞれ独立して建つ場合（「店舗・主屋」）、店舗部分と主屋部分が一体で建つ場合（「店舗兼主屋」）、であり、表に建つ建築物は平入と妻入が混在する。特に、「店舗兼主屋」では店舗部分と主屋部分の屋根を直行させる撞木造の形式が多く、街道に面して建つ平入の店舗と、その上にみられる主屋部分の妻入の屋根が須坂の町並みの特徴の一つとなっている。

街道沿いは間口が狭く奥に長い敷地が多いため、生活の場が奥への広がりを見せる。店舗と主屋の奥には庭が設けられ、敷地の中ほどに流れる水路までの間に土蔵が建つことが多く、さらに奥には付属屋が建っている。民家では、醸造業や酒造業など様々な業種を営んでおり、それに付随して付属屋の種類も多岐にわたる。特に、製糸業を営んだ敷地では、製糸場や水車小屋などの製糸業に関係する遺構も現存し、表とは異なる空間が奥に展開されていることがわかる。

(屋根)

街道沿いは土蔵造の民家が大半を占めているため、瓦葺きの屋根がほとんどである。伝統的な瓦葺きの構法は土葺きであり、野地板の全体に小羽板を打ち付け、さらに杉皮を並べた下地の上に土を葺き、瓦を乗せる。この下地となる小羽板と杉皮は、現代でいう防水シートの役割を担っていたという。また、土蔵などでは、天井まで土で塗り込めた上に屋根を組む置き屋根の形式もみられる。

屋根形状については、土蔵造の民家の多くが切妻造を採用しているが、妻入と平入は混在して伝統的な町並みを構成している。また、平入の店舗と直行して主屋を設ける撞木造を採用する形式も多くみられ、撞木造の形式が須坂の特徴の一つとなっている。また、敷地の中ほどに建つ主屋や別棟座敷など、一部の建造物では寄棟造や入母屋造の形式もみられる。

明治期以降に製糸業の発展とともに建設された建築物は軒が高く華やかさを纏った意匠が多くなり、瓦の種類も実に多彩である。鬼瓦や風切丸、箱棟、飾り瓦などに各建造物の個性が現れており、家印や七福神がある鬼瓦や、多くの飾り瓦で屋根を装飾したものもある。また、近世には街道沿いに多く建ち並んだ茅葺きの民家も少数ながら現存しており、現在は茅葺きの上にトタンなどを葺いている。

一方で、街道に面さない民家は土蔵造だけでなく、板葺きで真壁造の建築物もみられる。現在は瓦葺きと金属板葺きが混在しているが、軒が低く緩やかな勾配の金属板葺きによって形成される町並みは、街道沿いではみられない須坂の町並みの特徴の一つとなっている。

(軒周り)

明治期以降につくられた土蔵造の建造物は軒周りの意匠も多彩で、出桁をあらわした三段、四段の蛇腹や、二段で組んだ出桁など、洋風の雰囲気帯びる建造物が多く近代的な意匠といえる。一方で、明治期以前につくられた土蔵造の建造物は、角型や波型で塗り込めた垂木や鉢巻など、その仕上げは簡素で近世的な意匠といえる。このように、地区内の伝統的建造物では軒周りの装飾だけでも時代による変化があり、様々な意匠がみられる。

一方で、街道に面さない真壁造の民家は垂木をあらわした簡素な軒周りが多く、華やかな装飾はほとんどみられない。

(外壁)

土蔵造を中心に外壁は土壁の大壁造が大半を占めるが、街道に面さない長屋などは真壁造もみられ、仕上げは中塗り仕上げや白漆喰仕上げが混在する。なお、少数ではあるものの白漆喰仕上げのほかに黒漆喰仕上げの民家も現存している。

主に、白漆喰仕上げの外壁では、乳鍵と呼ばれる装飾を施す建築物が多くみられる。乳鍵は、土壁に打ち付けた折れ釘とその根元に饅頭型に土を盛った装飾のことで、左官時や修理時の足場を固定する際に利用するなどの用途があるといわれており、整然と並ぶ様子は美しく、装飾としての役割も担っている。そのほかにも、白漆喰仕上げの外壁に饅絵と呼ばれる装飾が施された建築物もみられる。

また、外壁の下部には下見板を設ける建築物もみられ、開口部に設けられた格子とともに豪壮な土蔵造の町並みにアクセントを与える。街道沿いに多くみられる下屋は、現在はその多くが内部に取り込まれてしまっているが、柱や軒裏を塗り込めず木部をあらわした仕上げが多い。

(開口部)

土蔵造の建造物では、特に二階部分に多様性がみられ、開口部に漆喰で塗り込めた防火戸や格子を設けるなど様々である。江戸期に普及した土蔵造では、小規模な開口部を設けて耐火性能を意識した形式が一般的であり、漆喰で塗り込めた内引きの防火戸を設ける形式や建具の外側に格子を設ける形式などがみられる。明治期以降には製糸業の隆盛に合わせて大きな開口部が普及し、それに伴い低下する耐火性能を補うべく、防火戸と戸袋を設ける。このように、近世的な建造物では開口部の数も少なく小規模で、閉鎖的な印象を与え、一方で、近代的な建造物では大きな連続窓が多く、明るく開放的な印象を与える。軒周りの装飾と合わせて、時代によって異なる二階の外観の多様さが町並みを形成する重要な要素となっている。

一階部分については、街道に面する店舗部分に揚戸の痕跡がみられる建造物も多く、街道に面して外部空間となる下屋と揚戸を設けるのが一般的であったと考えられるが、現在は下屋の室内化や生活様式の変化等に伴い、近世由来の揚戸の利用はみられない。

(その他の意匠)

保存地区内には少数ではあるが望楼や卯建も現存する。史料で確認される当初の望楼は擬洋風建築ともいべき意匠で、卯建は土蔵造の防火・耐火性能をさらに高めたものであろう。これらは近代以降に建築もしくは増築されたと考えられ、製糸業の隆盛とともに建築意匠も多彩になり華やかさを帯びた事例の一つといえる。

(イ) 武家住宅

保存地区内には武家住宅の遺構も現存している。武家住宅は、一般的な陣屋町のように一つのエリアに集中することはないものの、その多くが街道に面して建つ。一方で、屋敷構えは民家と異なり、敷地外周には塀を設け、門を介して敷地へ入る。主屋は街道に面して建っておらず、前庭を設ける。

主屋の造りは民家と大差がなく、瓦葺き、大壁造の土蔵造で、明治期以降には表に店を増築するなど、屋根や軒周りの装飾も民家同様、華やかな装いを纏うなど近代以降の多彩な意匠がみて取れる。

(ウ) 長屋

江戸期由来の武家長屋や、明治期以降の町の発展や人口の増加に伴い建てられた、庶民の住まいとしての長屋が現存する。主に街道に面さない奥の空間に多くみられ、特に旧上高井郡役所西側の街区は、長屋だけで構成されているといえるほど、高密度に長屋が建ち並んでおり、低い軒が連なる町並みは、街道沿いの景観とは一線を画する。

屋根は瓦葺きだけでなく板葺きもあったが、現在は金属板葺きへと姿を変えている。外壁は土壁の真壁造が多く、街道沿いの重厚な土蔵造とは対照的に素朴な造りとなっている。

(工) 洋風建築

保存地区周辺には、近代化の影響を受けて洋風の意匠を纏った建築物も少数ながら現存しており、和洋館並列型や擬洋風建築、また、教会も洋風文化の影響を受けたうちのひとつである。これらは製糸業の発展により、早くから近代化の影響を受けていた名残であり、当時の文化的背景を伝えるとともに、町並みにアクセントを与える要素の一つである。

(オ) 宗教施設

地区内には宗教施設も数多く現存しており、その多くは近世における須坂藩の成立とともに他所から遷移してきた。宗教施設と一括りにしても、寺院や神社、教会など、様々な宗派や年代のものが分布しており、これらの宗教施設は町の信仰や文化と強く結びつき、秀逸な建築も生み出した。特に墨坂神社芝宮は保存地区を含む旧須坂村の産土神であり、古来からの信仰の中心的存在である。

また、宗教施設と関係して祭礼も重要な要素である。墨坂神社芝宮の弥栄社の祭りである祇園祭では祭神「牛頭天王」が乗る神輿が担ぎ出され、神輿の前後に氏子各町の笠鉦や神樂が列をなし、町を巡行する。かつては屋台も巡行しており、民家の二階から笠鉦や屋台が巡行する姿を眺めるのが素晴らしいとの伝承もあり、人々の生活に寄り添う重要な非日常的な営みであったことが伺える。

イ 伝統的建造物の特性—工作物

(ア) 門

街道に面する敷地ではその多くが門を設けており、街道に面する建築物（主に店舗）に①接続するもの、②内蔵されるもの、③別に設けられるもの、の3つの形式がみられる。①の脇門の形式は、自分の敷地内に建つ店舗だけでなく隣家の店舗にも接続している場合が多く、店舗と店舗の間にほどよい抜けを与える。②は長屋門の形式や店舗などに内蔵される形式があり、門を介して中庭を感じることができる。③の薬医門の形式は少ないものの、製糸業の発展に伴い合筆したであろう大規模な間口をもつ敷地でみられ、土蔵造の建築物や土塀などと連続して豪壮な町並みを形成している。

門の多くは木造で屋根に瓦を乗せており、①や②は片開きの門扉や潜戸を設けることが多く、③のように独立して建つ大規模な薬医門は両開きの門扉を設ける。その規模は敷地の間口や建築物の規模に応じて様々であるが、一般的な規模の敷地では塀を設けない代わりに店舗と門によって街道沿いに境界を生み出している。また、門は保存地区の特徴の一つである奥の空間へと繋がる重要な要素であり、町並みにもほどよいアクセントを与えている。

(イ) 塀

店舗と門が建ち並ぶ街道沿いでは、武家住宅を除けば敷地外周を取り囲むように設けられる塀は少ない。ただし、近代以降の発展に伴い合筆した敷地では店舗や門に

連続して塀を設けており、街道沿いに壁面線をそろえるように建ち並ぶ。

塀の形式は、街道沿いでは主に土塀に屋根を設けて瓦を乗せており、一部で板塀に金属板葺きの屋根を設ける形式もみられる。街道に面さない敷地も同様に、板塀で金属板葺きの屋根の形式が多い。基礎にはぼたもち石積みなどの石積みが多くみられ、土塀の壁は中塗り仕上げや白漆喰仕上げなどが混在しており、土蔵造の建築物と一体的な町並みを形成する。また、ぼたもち石積みの基礎と土壁の間に空隙を設けるものや、特徴的な切石を基礎とするものなど、土蔵造の建築物と調和した町並みを形成しつつ、細部にはそれぞれの塀に個性がみられる。

(ウ) 石積み

建築物や塀の基礎、水路や敷地の境界など、地区内の様々な場所で石積みを目にすることができる。石積みといっても様々な形式が確認されるが、保存地区の特徴とされるのがぼたもち石積みで、丸い自然石を使いながらも隙間なく積まれる様子は石工の巧みな技術の賜物である。

ぼたもち石積みの分布は地区内での偏りはなく、建築物の基礎や水路など、その利用も様々であり、町並みにも多大な影響を与えている。現在は職人の減少や大きな石を調達することも困難になり、新築されることはなくなってしまったため、一度解体してしまえば再建することが困難となっている。

(エ) 石造物

保存地区内には灯籠をはじめとした石造物も数多く現存しており、その多くは江戸期につくられたものである。芝宮神社の参道には灯籠が立ち並び、境内に入ると太鼓橋が架かる。また、境内敷地南には明治・大正期に町の人々が寄進した玉垣がのこるなど、製糸業を中心に栄えた町の歴史を伝えている。ほかにも、町を流れる水路には石橋が架けられている箇所も複数確認される。

(5) 保存および活用の基本的な考え方

保存地区は近世由来の地割の骨格を基盤として近代以降に製糸業の導入・発展とともに変容した土地利用の過程を伝えており、その基本的な部分はそのまま現在に継承されている。建築物については、明治～大正期の製糸業の成長とともに街道沿いに多く建てられた土蔵造の民家を中心に、多様な建築物がそれぞれの表構えを呈して街道沿いの町並みを形成している。さらに、街道を一步奥に入ると製糸業の発展を受けて発達した長屋なども控え、小路や庭などとともに充実した奥の空間を形成している。

こうした一つの特性にとらわれない複合的な歴史的町並みの特性は、そこで営まれた生活を積み重ねた歴史の歩みを示す文化遺産であり、地区住民をはじめとした市民の誇りとするものである。そのため、地割や町並みの構成を継承していくとともに、土蔵造の建築物をはじめとする建造物の多様な在り方を尊重した保存の方法を考慮する。また、保

存地区を活用することにより、町の賑わいの創出や地域の活性化を図り、歴史的な町並みを後世に継承する。活用にあたっては、保存地区や伝統的建造物の歴史的価値や特性を後世に伝えることを念頭に置いて行い、生活環境と商業環境の向上、地域の活性化に努める。

地区の保存および活用は、市民全体が正しい知識と理解、活用意識に基づいて自ら行うことが基本であるが、高齢化などの後継者不足や維持管理に係る経済的負担、技術的知識や情報不足等の問題により後世へ継承することが困難な状況がみられる。

貴重な文化遺産を後世に確実に引き継いでいくため、市民全体の理解と協力を求めるとともに、行政や関係団体、住民がともに連携しながら協働で取り組む必要がある。そこで、市とともに保存活用に取り組む地区住民や保存団体、関係者、専門家等の協力支援体制を構築し、伝統的建造物およびこれと一体となす環境の保存を図り、地区住民の生活環境の向上や文化的環境の向上に十分配慮する。また、教育機関や観光関連団体、産業関連団体などとも連携し、地域全体で地区の保存や活用に取り組む。

(6) 保存および活用の内容

- ア 保存地区の特性を踏まえ、地割や敷地の利用形態を継承する。
- イ 保存地区内において、伝統的建造物群の特性を維持していると認められる建築物およびその他の工作物を「伝統的建造物」として決定し、保存する。
- ウ 保存地区内を特色づける環境要素のうち、伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件を「環境物件」として決定し、保存する。
- エ 伝統的建造物の外観の修理については「修理基準」を定め、環境物件の現状維持および復旧については「復旧基準」を定める。
- オ 伝統的建造物以外の建築物の新築、増築、改築、移転等に係る外観の修景、および、工作物の修景については「修景基準」を定める。
- カ 伝統的建造物以外の建築物および工作物の外観を、保存地区の歴史的風致と調和させるための最低限の基準として「許可基準」を定める。
- キ 上記の修理・復旧・修景・許可に係る基準を適切に運用し、保存地区の歴史的風致を維持、向上するとともに保存地区の特性を活かした生活環境の整備に努める。
- ク 伝統的建造物の保存と地域の健全な生活環境を整備するため、火災予防設備や耐震対策等の防災環境の整備や管理施設等の設置を進める。
- ケ 保存地区の価値や魅力、特性をわかりやすく周知し、多くの理解・共感を得られるよう、伝統的建造物の公開や積極的な情報発信に努める。
- コ 保存地区を適切に活用し、後世に継承するため、後継者や担い手、職人等の技術者の育成および行政職員の専門性向上を図る。
- サ 市は、保存地区の歴史的風致を維持、向上するために必要と認められる事業等に対し、適切な助成措置を講ずるとともに、自ら必要な事業を行う。
- シ 以上の目的の遂行にあたっては、市の担当部局および関係部局のほか、関係機関や関連する諸団体、組織、保存地区の住民等が協力して進める。

(7) 保存活用の推進体制

この保存活用計画を実施するために、行政事務は須坂市の伝統的建造物群保存地区担当課が中心となり、市長部局（社会共創部、まちづくり推進部、産業振興部等）や教育委員会が連携して行う。また、市とともに、物件所有者および関連する諸団体や組織（町並み保存団体、教育機関、建築士会など）が連携・協力して進める。

須坂市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づき設置されている須坂市伝統的建造物群保存地区保存審議会では、保存地区の保存等に関する重要事項について調査・審議を行う。また、地区内伝統的建造物の文化財指定や登録、他文化財との関連事業の検討、幅広く活用するための建造物の用途変更、保存地区と密接に関わる都市計画や保存地区全体の景観や空き家対策等との関連から、市は必要に応じて以下の審議会等へ意見を求める。

- ・須坂市文化財審議委員会：文化財への指定や登録、他文化財との関連事業など
- ・須坂市歴史的建造物審査会：歴史的な景観を形成している建造物の保存、活用など
- ・須坂市都市計画審議会：市都市計画など
- ・須坂市景観審議会：地区の景観や屋外広告物など
- ・須坂市空家等対策協議会：地区の空き家や空き家予備軍への対策など

3 伝統的建造物および環境物件の決定

(1) 伝統的建造物

保存地区の伝統的建造物は、建築物と工作物から構成される。これらは、近世由来の地割を踏襲した敷地を基盤として、明治期以降の製糸業の隆盛に伴い建設された土蔵造を中心とした伝統的建造物が主となるため、製糸業が完全に衰退した昭和20年代頃までに建てられた建造物で、須坂の伝統的な特性を有する建造物を対象とする。

ア 建築物

建築物は、保存地区の伝統的な特性をよく表している店舗、主屋、土蔵、長屋、付属屋、社寺建築等の建築物のうち、別表1に示す物件とする。なお、その位置および範囲は、別図2に示すとおりとする。

イ 工作物

工作物は、伝統的な特性をよく表している門、塀、石積み等のうち、別表2に示す物件とする。なお、その位置および範囲は、別図3に示すとおりとする。

(2) 環境物件

環境物件は、伝統的建造物群と一体をなして歴史的風致を形成する物件で、保存地区の歴史的風致を保存するため特に必要と認められる物件（自然物、土地等）のうち、別表3に示す物件とする。なお、その位置および範囲は、別図4に示すとおりとする。

4 建築物等および環境物件の保存整備計画

(1) 保存整備の方向性

保存地区内の伝統的建造物は、比較的良好に原状を維持しているが、一方で改造や経年による老朽化や破損等によって歴史的風致に調和しない改変もみられる。これらについては、適切な修理を行うことで、地区の歴史的風致に適合した外観への復原が可能である。このことから、伝統的建造物の所有者をはじめ、地区住民の理解と協力のもと、快適な生活環境を確保したうえで歴史的風致を保存すべく、伝統的建造物の修理基準を、また伝統的建造物以外の建築物等の新築や増改築等については修景基準を定め、伝統的建造物とそれ以外の建築物等が調和し、かつ歴史の重層性を継承するような修理・修景を行う。

(2) 保存整備計画

ア 伝統的建造物

(ア) 伝統的建造物の保存整備

痕跡や史料等から履歴を調査したうえで、主としてその外観を維持するため、別表4に示す修理基準に基づき、現状維持もしくは復原的手法による修理を行う。

(イ) 防災機能の向上

保存整備にあたっては、修理に伴い地区全体の耐震補強の推進、また、消火設備の充実などに努める。

(ウ) 復原修理が困難な箇所への対応

伝統的建造物の修理に際し、利活用の都合などで復原が困難な箇所については、現状維持もしくは修景基準を準用するものとする。

イ 伝統的建造物以外の建築物およびその他の工作物

伝統的建造物以外の建築物等については、保存地区の歴史的風致と調和するように、別表6に示す修景基準に基づき修景を行うものとする。

修景基準を満たすことができない場合でも、歴史的風致を損なうことがないように、別表7に示す許可基準を満たすものとする。

ウ 環境物件

環境物件は、現状維持および復旧を基本とし、別表5に示す復旧基準に基づき保存整備に努める。

5 助成措置等

(1) 経費の補助

市は、保存活用計画に基づき、歴史的風致を維持、向上するために行う事業等に対し、別に定める補助金交付要綱により、予算の範囲内で必要な補助を行う。

(2) 技術的支援

市は、保存地区の歴史的風致を維持、向上するため、修理又は修景等に係る設計相談などの必要な技術的支援を行う。

(3) 固定資産税の軽減

市は、保存地区内の修理や修景に資する土地および家屋に係る固定資産税の軽減に努める。

(4) 建築基準法の緩和

市は、建築基準法第八十五条の三に基づき建築基準法の緩和に関する条例を定め、伝統的建造物の保存・活用を推進する。また、建築基準法第三条に基づき建築基準法の適用除外に関する条例の導入についても検討する。

(5) 保存団体への支援

市は、住民等により組織された保存団体等による、保存地区の歴史的風致の維持および向上に資する活動、保存地区の活性化に関する活動、伝統的建造物等の保存技術向上や継承、専門人材の育成を目的とした活動等に対し、必要な支援を行う。

6 保存および活用のため必要な管理施設および設備並びに環境の整備計画

(1) 管理施設等

保存地区の町並みに対する理解を促すため、各種情報提供や地域住民や来訪者との交流を進め、歩行者と来訪者が快適かつ安全に歩行・散策できるよう、拠点となる施設や設備の整備を図る。

ア 保存地区内では「旧小田切家住宅」や「須坂クラシック美術館」、「ふれあい館まゆぐら」などが既に整備されているが、これら既存施設の活用とともに、地域住民や来訪者等との新たな交流拠点となる施設の整備を進める。

イ 既存の観光案内施設や休憩施設の充実を図るとともに、来訪者等の観光拠点となる施設の整備に努める。

- ウ 地域住民等の修理・修景や空き家・空き店舗活用等の相談の場を設け、建造物の適切な管理および保存地区の活性化を図る。
- エ 保存地区内の伝統的建造物のさらなる調査研究や、歴史資料等の保存や活用、公開を推進する。

(2) 防災施設等

保存地区住民の生命、身体および財産を災害から保護し、町並みの保存および活用を推進するため、現状を把握した上で保存地区にふさわしい防災計画を次の事項をもとに早期に策定し、火災や水害、震災等の災害に対する安全の確保に努める。

- ア 災害を未然に防ぎ、被害を最小限とするため、防災訓練の充実や広報等による啓発に努める。
- イ 土蔵造が普及した歴史的背景を踏まえ、防火および初期消火、延焼防止を目的とした設備等の設置や増設に努める。
- ウ 伝統的建造物の積極的かつ適正な保存・活用を進めるため、修理等に併せて耐震補強等を行い、耐震性の向上に努める。
- エ 保存地区は河川の浸水区域に該当し、かつ複数の水路を配するため、水害に備えた水路等の整備を進める。整備にあたっては、大きな災害だけでなく短時間に集中する局地的な大雨の際の道路冠水被害を防ぐため、雨水が円滑に流れるような水路整備に努める。
- オ 保存地区が協力して災害に対応できるよう、地域の消防団や住民による自主防災組織等の体制整備を進めるとともに連携を図り、避難経路や消防用経路の整備、初動体制の充実に努める。

(3) 環境の整備等

保存地区には、貴重な町並みがのこされていると同時に住民の生活の場であることから、歴史的風致の維持・向上と生活環境の維持・向上の両立に努める。

- ア 地区住民および来訪者等の安全確保のため、保存地区内の道路整備等について関係機関と協議し、歴史的風致に調和したさらなる整備を図る。また、保存地区内外の既存駐車場の有効活用について検討し、来訪者のための駐車場整備を進める。
- イ 保存地区内外の適切な箇所に、保存地区の歴史的風致に合わせた標識や案内板、説明板等を設置し、二次元バーコード等を活用することで町並みへの理解を促す。また、周遊ルートの提案などを行い、来訪者が快適かつ安全に散策できるよう努める。
- ウ 水路や側溝等は、製糸業や人々の営みに密接に関わってきた歴史的背景とその歴史的価値を考慮し、既存の流路を維持した整備に努める。なお、石積み等で形成された水路遺構等についても整備の対象とし、歴史的風致の維持・向上に努める。
- エ 電柱や架線等は、歴史的風致を阻害しないよう保存地区にふさわしい色彩等に配

慮し、形態については無電柱化も含めて研究する。また、街路灯などの工作物も同様に、保存地区にふさわしい形態、色彩等に配慮する。

オ 建築物等に設置する広告、看板、設備等や、保存地区の活性化を図るために行うイベント等で設置されるのぼり旗等は、デザインや色彩等に配慮し、保存地区の歴史的風致にふさわしい形態とする。

カ 保存地区を取り巻く周辺環境についても、歴史的な建築物が数多く所在し保存地区の歴史的風致を補完しているため、文化財保護法や県・市条例に基づく文化財指定や登録文化財制度、須坂市歴史的建造物登録制度などの他制度を利用するなどして良好な歴史的風致の維持・向上に努める。

7 保存および活用のために必要な事業計画

(1) 情報発信等

保存地区をはじめとした本市の歴史や文化などの情報や、住環境等の魅力をわかりやすく広く周知するため、様々な媒体を活用した情報発信やイベント等を開催する。

ア パンフレットや町並みだよりを作成し地区住民や来訪者へ情報を伝えるとともに、インターネットやSNS等を活用し、その情報や魅力を国内外に広く発信する。

イ 移住促進や空き家・空き店舗対策部門等と連携し、伝統的建造物に住むことの誇りや住みやすい・暮らしやすい保存地区の魅力を発信し、伝統的建造物が住宅や店舗等としてより一層活用されることで保存に繋がるよう努める。

ウ 幅広い来訪者へ対応できるよう、ホームページやパンフレット、マップ、案内板、説明板等の多言語化など、ユニバーサルデザイン化を図る。

エ 伝統的建造物の公開や修理・修景事業実施時の現場見学会、各種ワークショップやシンポジウム、講演会等を開催し、地区住民や来訪者へ保存地区に対する理解や保存、継承の意識向上を促す。

(2) 人材育成等

保存地区の伝統的建造物や町並みの確実な保存および後世への継承のため、地区住民をはじめ、関係機関や関連する諸団体、組織、職人、行政職員等の意識啓発・理解促進を図り、後継者等の人材育成を行う。

ア 修理・修景をはじめとした保存・活用のための勉強会や見学会、説明会、講習会等を開催する。

イ 文化庁や全国伝統的建造物群保存地区協議会主催の研修や講習会など、様々な研修等に積極的に参加し、専門性の向上に努める。

ウ 来訪者の受け入れ態勢を整えるため、保存地区をはじめとした本市の歴史や文化に精通した観光ガイド等の育成に努める。

エ 適正な修理・修景が行われるよう、建築士や大工、左官等の技術者や技能者の技術

向上と育成に努める。

- オ 次世代を担う子供たちが将来にわたって保存地区に愛着と誇りが持てるよう、出前講座やワークショップなどの取り組みを実施する。

(3) 空き家対策等

空き家となった伝統的建造物および将来的に空き家となる可能性の高い伝統的建造物は、後継者不足や経済的負担、技術的知識や情報の不足等の問題から、保存・活用の検討が困難な状況である。これらの問題を解消し、管理不全の空き家状態となることを未然に防ぐとともに空き家を減少させ、地域の活性化や賑わい創出を図る。

- ア 地区内の空き家や空き地等の活用を促進するため、移住者や店舗等活用者などの担い手を増やし、伝統的建造物の適正管理に繋げる。
- イ 空き家の利活用について積極的に周知を図るとともに、関係する諸団体や組織とも連携して意向確認や意識啓発などを行い、状況を把握した上で所有者の相談に応じ、空き家となる前に未然に防ぐ対応を進めるなど、具体的な利活用方法の検討を行う。
- ウ 相続に関する相談や調査、財産の所有権移転に係る手続き、伝統的建造物の修繕や耐震診断についての技術的な相談など、関係機関や民間団体との連携および協力のもと空き家対策等を推進する。
- エ 空き家バンク事業との連携や、空き家等所有者と活用・居住希望者とをマッチングさせる新たな仕組みづくり等について、保存地区住民と協議・検討しながら進め、空き家を減少させることで地域の賑わい創出、安心安全なまちづくり等に繋げる。

(4) 地域振興・賑わい創出等

保存地区の伝統的建造物および町並みの保存と活用のため必要な調査や研究、その価値や魅力の発信を行い、地域振興および賑わいの創出に努め、計画的かつ持続可能なまちづくりを進める。

- ア 建築士会や大学等の研究機関、学識経験者、農商工業や観光等の各種団体組織、専門人材等の外部人材と積極的に連携する。
- イ 保存地区内で古くから行われる祭礼などの伝統行事の継承に関する取り組みを行い、町並みとともに歴史や文化を保存することで、歴史的風致の向上を図る。
- ウ 伝統的建造物等の活用を進めるため、まちづくり推進部や産業振興部など関係部局と連携し、他施策を活用することで保存地区の地域振興および賑わいの創出に努める。

別表1 伝統的建造物（建築物）

No	種別	員数	所在地	備考
1	主屋	1棟	須坂市大字須坂 357 番地 1	
2	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 357 番地 1	味噌蔵
3	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 357 番地 1	
4	店舗	1棟	須坂市大字須坂 352 番地 1	
5	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 352 番地 1	
6	店舗	1棟	須坂市大字須坂 349 番地 2	
7	店舗兼主屋	1棟	須坂市大字須坂 341 番地	
8	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 341 番地	
9	付属屋	1棟	須坂市大字須坂 341 番地	
10	付属屋	1棟	須坂市大字須坂 341 番地	
11	付属屋	1棟	須坂市大字須坂 341 番地	
12	店舗兼主屋	1棟	須坂市大字須坂 337 番地	
13	店舗	1棟	須坂市大字須坂 336 番地 1	
14	主屋	1棟	須坂市大字須坂 336 番地 1	
15	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 336 番地 1	
16	主屋	1棟	須坂市大字須坂 332 番地	
17	店舗兼主屋	1棟	須坂市大字須坂 329 番地	
18	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 329 番地	
19	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 310 番地 1	
20	宗教施設	1棟	須坂市大字須坂 1048 番地	本殿
21	宗教施設	1棟	須坂市大字須坂 1048 番地	農産神社
22	宗教施設	1棟	須坂市大字須坂 1048 番地	天満宮
23	宗教施設	1棟	須坂市大字須坂 1048 番地	西宮神社
24	宗教施設	1棟	須坂市大字須坂 1048 番地	弥栄神社
25	宗教施設	1棟	須坂市大字須坂 1048 番地	稻荷社
26	宗教施設	1棟	須坂市大字須坂 1048 番地	水月殿
27	宗教施設	1棟	須坂市大字須坂 1048 番地	奉安殿
28	宗教施設	1棟	須坂市大字須坂 1048 番地	手水舎
29	店舗	1棟	須坂市大字須坂 292 番地	
30	店舗兼主屋	1棟	須坂市大字須坂 292 番地	
31	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 292 番地	
32	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 292 番地	
33	店舗	1棟	須坂市大字須坂 218 番地	
34	別棟座敷	1棟	須坂市大字須坂 218 番地	
35	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 218 番地	
36	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 218 番地	
37	店舗	1棟	須坂市大字須坂 423 番地 1	上店・長屋門
38	店舗	1棟	須坂市大字須坂 423 番地 1	
39	主屋	1棟	須坂市大字須坂 423 番地 1	
40	付属屋	1棟	須坂市大字須坂 423 番地 1	車寄せ
41	付属屋	1棟	須坂市大字須坂 423 番地 1	向こうの家
42	付属屋	1棟	須坂市大字須坂 423 番地 1	水車小屋
43	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 423 番地 1	
44	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 423 番地 1	
45	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 423 番地 1	
46	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 423 番地 1	
47	店舗兼主屋	1棟	須坂市大字須坂 432 番地	
48	主屋	1棟	須坂市大字須坂 432 番地	
49	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 432 番地	
50	主屋	1棟	須坂市大字須坂 432 番地	
51	店舗兼主屋	1棟	須坂市大字須坂 436 番地	
52	店舗兼主屋	1棟	須坂市大字須坂 435 番地 2	

No	種別	員数	所在地	備考
53	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 435 番地 2	
54	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 435 番地 2	
55	店舗兼主屋	1棟	須坂市大字須坂 448 番地	
56	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 448 番地	
57	主屋	1棟	須坂市大字須坂 453 番地	
58	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 453 番地	
59	付属屋	1棟	須坂市大字須坂 453 番地	蚕室
60	長屋	1棟	須坂市大字須坂 453 番地	
61	宗教施設	1棟	須坂市大字須坂 455 番地	鐘つき堂
62	宗教施設	1棟	須坂市大字須坂 455 番地	本堂
63	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 463 番地	
64	店舗兼主屋	1棟	須坂市大字須坂 464 番地	
65	付属屋	1棟	須坂市大字須坂 464 番地	
66	主屋	1棟	須坂市大字須坂 464 番地	
67	店舗兼主屋	1棟	須坂市大字須坂 969 番地 1	
68	主屋	1棟	須坂市大字須坂 469 番地	
69	主屋	1棟	須坂市大字須坂 472 番地 1	
70	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 472 番地 1	
71	店舗兼主屋	1棟	須坂市大字須坂 482 番地 1	
72	付属屋	1棟	須坂市大字須坂 482 番地 1	離れ
73	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 482 番地 1	
74	店舗	1棟	須坂市大字須坂 488 番地	
75	店舗兼主屋	1棟	須坂市大字須坂 488 番地	
76	付属屋	1棟	須坂市大字須坂 488 番地	離れ
77	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 488 番地	
78	店舗兼主屋	1棟	須坂市大字須坂 503 番地	
79	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 503 番地	
80	主屋	1棟	須坂市大字須坂 511 番地	
81	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 511 番地	
82	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 513 番地	
83	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 513 番地	
84	主屋	1棟	須坂市大字須坂 513 番地	
85	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 517 番地 1	
86	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 517 番地 1	
87	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 612 番地 1	
88	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 609 番地	繰糸場
89	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 609 番地	
90	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 609 番地	文庫蔵
91	付属屋	1棟	須坂市大字須坂 610 番地 1	
92	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 606 番地	
93	主屋	1棟	須坂市大字須坂 606 番地	
94	店舗兼主屋	1棟	須坂市大字須坂 605 番地	
95	長屋	1棟	須坂市大字須坂 605 番地	
96	長屋	1棟	須坂市大字須坂 605 番地	
97	長屋	1棟	須坂市大字須坂 605 番地	
98	店舗兼主屋	1棟	須坂市大字須坂 605 番地	
99	店舗兼主屋	1棟	須坂市大字須坂 601 番地 2	
100	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 601 番地 2	味噌蔵
101	洋館兼主屋	1棟	須坂市大字須坂 597 番地	
102	宗教施設	1棟	須坂市大字須坂 594 番地	不動尊
103	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 582 番地	
104	店舗兼主屋	1棟	須坂市大字須坂 537 番地	
105	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 537 番地	小文庫蔵
106	付属屋	1棟	須坂市大字須坂 537 番地	離れ

No	種別	員数	所在地	備考
107	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 537 番地	文庫蔵
108	付属屋	1棟	須坂市大字須坂 537 番地	
109	店舗	1棟	須坂市大字須坂 537 番地	上店
110	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 537 番地	醤油蔵
111	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 537 番地	手造蔵
112	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 537 番地	穀蔵
113	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 537 番地	諸味蔵
114	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 537 番地	味噌蔵
115	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 530 番地	
116	店舗	1棟	須坂市大字須坂 529 番地 1	
117	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 529 番地 1	
118	主屋	1棟	須坂市大字須坂 529 番地 1	
119	店舗兼主屋	1棟	須坂市大字須坂 528 番地	
120	店舗兼主屋	1棟	須坂市大字須坂 521 番地	
121	店舗	1棟	須坂市大字須坂 521 番地	
122	店舗	1棟	須坂市大字須坂 213 番地	
123	店舗兼主屋	1棟	須坂市大字須坂 209 番地 2	
124	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 209 番地 2	
125	店舗	1棟	須坂市大字須坂 208 番地	
126	主屋	1棟	須坂市大字須坂 208 番地	
127	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 208 番地	
128	店舗兼主屋	1棟	須坂市大字須坂 203 番地	
129	店舗	1棟	須坂市大字須坂 202 番地 1	
130	主屋	1棟	須坂市大字須坂 202 番地 1	
131	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 202 番地 1	
132	付属屋	1棟	須坂市大字須坂 202 番地 1	
133	集会場	1棟	須坂市大字須坂 206 番地 1	公会堂
134	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 206 番地 1	
135	店舗兼主屋	1棟	須坂市大字須坂 196 番地	
136	付属屋	1棟	須坂市大字須坂 196 番地	
137	主屋	1棟	須坂市大字須坂 195 番地	
138	店舗	1棟	須坂市大字須坂 193 番地	
139	店舗	1棟	須坂市大字須坂 193 番地	
140	店舗兼主屋	1棟	須坂市大字須坂 186 番地 2	
141	主屋	1棟	須坂市大字須坂 186 番地 7	
142	店舗兼主屋	1棟	須坂市大字須坂 186 番地 1	
143	店舗兼主屋	1棟	須坂市大字須坂 185 番地 1	
144	店舗兼主屋	1棟	須坂市大字須坂 184 番地 1	
145	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 184 番地 1	
146	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 184 番地 1	
147	長屋	1棟	須坂市大字須坂 182 番地 1	
148	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 188 番地 1	
149	主屋	1棟	須坂市大字須坂 705 番地 4	
150	主屋	1棟	須坂市大字須坂 708 番地	
151	店舗兼主屋	1棟	須坂市大字須坂 727 番地 1	
152	主屋	1棟	須坂市大字須坂 727 番地 4	
153	宗教施設	1棟	須坂市大字須坂 729 番地	稻荷神社
154	主屋	1棟	須坂市大字須坂 746 番地イ	
155	長屋	1棟	須坂市大字須坂 746 番地イ	
156	主屋	1棟	須坂市大字須坂 746 番地	
157	主屋	1棟	須坂市大字須坂 746 番地	
158	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 746 番地イ	
159	長屋	1棟	須坂市大字須坂 734 番地	
160	長屋	1棟	須坂市大字須坂 743 番地	

No	種別	員数	所在地	備考
161	長屋	1棟	須坂市大字須坂 740 番地	
162	長屋門	1棟	須坂市大字須坂 32 番地 1	
163	主屋	1棟	須坂市大字須坂 32 番地 1	
164	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 32 番地 1	
165	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 32 番地 1	雑蔵
166	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 32 番地 1	
167	洋館	1棟	須坂市大字須坂 32 番地 1	
168	主屋	1棟	須坂市大字須坂 31 番地	
169	店舗	1棟	須坂市大字須坂 29 番地	
170	主屋	1棟	須坂市大字須坂 29 番地	
171	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 29 番地	
172	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 29 番地	
173	店舗	1棟	須坂市大字須坂 25 番地	
174	店舗	1棟	須坂市大字須坂 21 番地	
175	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 21 番地	
176	店舗	1棟	須坂市大字須坂 20 番地	
177	店舗兼主屋	1棟	須坂市大字須坂 60 番地 1	
178	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 60 番地 1	
179	主屋	1棟	須坂市大字須坂 52 番地 2	
180	店舗	1棟	須坂市大字須坂 40 番地	
181	主屋	1棟	須坂市大字須坂 40 番地	
182	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 40 番地	
183	店舗兼主屋	1棟	須坂市大字須坂 39 番地 1	
184	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 39 番地 1	
185	店舗兼主屋	1棟	須坂市大字須坂 36 番地	
186	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 36 番地	
187	店舗兼主屋	1棟	須坂市大字須坂 35 番地	
188	店舗兼主屋	1棟	須坂市大字須坂 230 番地 1	
189	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 231 番地	
190	店舗	1棟	須坂市大字須坂 225 番地	
191	主屋	1棟	須坂市大字須坂 225 番地	
192	別棟座敷	1棟	須坂市大字須坂 225 番地	
193	付属屋	1棟	須坂市大字須坂 225 番地	離れ
194	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 225 番地	
195	店舗	1棟	須坂市大字須坂 222 番地 3	
196	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 418 番地	
197	宗教施設	1棟	須坂市大字須坂 405 番地	教会
198	店舗兼主屋	1棟	須坂市大字須坂 391 番地	
199	店舗兼主屋	1棟	須坂市大字須坂 399 番地	
200	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 387 番地 2	繭蔵
201	店舗兼主屋	1棟	須坂市大字須坂 375 番地	
202	別棟座敷	1棟	須坂市大字須坂 375 番地	
203	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 375 番地	繭蔵
204	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 375 番地	
205	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 375 番地	
206	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 375 番地	
207	店舗	1棟	須坂市大字須坂 371 番地 6	
208	主屋	1棟	須坂市大字須坂 371 番地 6	
209	長屋門	1棟	須坂市大字須坂 371 番地 6	
210	土蔵	1棟	須坂市大字須坂 371 番地 6	

別表2 伝統的建造物（工作物）

No	種別	員数	所在地	備考
1	脇門	1基	須坂市大字須坂 352 番地 1	
2	脇門	1基	須坂市大字須坂 341 番地	
3	脇門	1基	須坂市大字須坂 336 番地 1	
4	脇門	1基	須坂市大字須坂 332 番地	
5	脇門	1基	須坂市大字須坂 329 番地	
6	石造物	1基	須坂市大字須坂 1047 番地	石柱
7	石造物	12対	須坂市大字須坂 1047 番地	灯籠
8	鳥居	1基	須坂市大字須坂 1047 番地	
9	石造物	1対	須坂市大字須坂 1047 番地	狛犬
10	鳥居	1基	須坂市大字須坂 1048 番地	
11	玉垣	1構	須坂市大字須坂 1048 番地	
12	祠	1棟	須坂市大字須坂 1048 番地	金毘羅宮
13	石造物	1基	須坂市大字須坂 1048 番地	太鼓橋
14	石畳	1構	須坂市大字須坂 1048 番地	
15	石造物	3対	須坂市大字須坂 1048 番地	灯籠
16	石造物	4基	須坂市大字須坂 1048 番地	灯籠
17	石造物	2基	須坂市大字須坂 1048 番地	石柱
18	石造物	1対	須坂市大字須坂 1048 番地	門柱
19	石造物	2基	須坂市大字須坂 1048 番地	小間物商組合寄進ベンチ
20	石造物	2基	須坂市大字須坂 1048 番地	石碑
21	石造物	1対	須坂市大字須坂 1048 番地	狛犬
22	石造物	2基	須坂市大字須坂 1048 番地	手水
23	ぼたもち石積み	1構	須坂市大字須坂 423 番地 1	
24	石橋	1構	須坂市大字須坂 423 番地 1	
25	土塀	1構	須坂市大字須坂 423 番地 1	
26	ぼたもち石積み	1構	須坂市大字須坂 435 番地 2	
27	脇門	1基	須坂市大字須坂 448 番地	
28	脇門	1基	須坂市大字須坂 503 番地	
29	脇門	1基	須坂市大字須坂 511 番地	
30	土塀	1構	須坂市大字須坂 610 番地 1	
31	ぼたもち石積み	1構	須坂市大字須坂 530 番地	
32	土塀	1構	須坂市大字須坂 529 番地 1	
33	土塀	1構	須坂市大字須坂 529 番地 1	
34	脇門	1基	須坂市大字須坂 209 番地 2	
35	土塀	1構	須坂市大字須坂 209 番地 2	
36	脇門	1基	須坂市大字須坂 208 番地	
37	石橋	1基	須坂市大字須坂 193 番地 7	浮世橋
38	ぼたもち石積み	1構	須坂市大字須坂 174 番地 4	
39	ぼたもち石積み	1構	須坂市大字須坂 174 番地 7	
40	板塀	1構	須坂市大字須坂 32 番地 1	
41	築地塀	1構	須坂市大字須坂 32 番地 1	
42	脇門	1基	須坂市大字須坂 29 番地	
43	脇門	1基	須坂市大字須坂 36 番地	
44	脇門	1基	須坂市大字須坂 35 番地	
45	ぼたもち石積み	1構	須坂市大字須坂 418 番地	
46	脇門	1基	須坂市大字須坂 391 番地	
47	土塀	1構	須坂市大字須坂 375 番地	
48	薬医門	1基	須坂市大字須坂 375 番地	
49	ぼたもち石積み	1構	須坂市大字須坂 371 番地 6	

別表3 環境物件

No	種別	員数	所在地	備考
1	社叢	1構	須坂市大字須坂 1048 番地	

別表4 修理基準

建築物	地割・配置	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的な地割を継承した現状の間口を維持すること。 ・履歴等を調査の上、その歴史的特性に従い、現状維持もしくはは然るべき旧状への復原とする。
	構造・規模 外部意匠等	<ul style="list-style-type: none"> ・痕跡等を調査の上、外観およびその歴史的特性を維持するため、現状維持もしくはは然るべき旧状への復原とする。
工作物	門	<ul style="list-style-type: none"> ・痕跡等を調査の上、外観およびその歴史的特性を維持するため、現状維持もしくはは然るべき旧状への復原とする。
	塀	同上
	石積み	<ul style="list-style-type: none"> ・履歴等を調査の上、その歴史的特性に従い、現状維持もしくはは然るべき旧状への復原とする。 ・ぼたもち石積みなどの種類や所在地などの現状を尊重し、形状や位置などをむやみに変更しない。
	その他の工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・履歴等を調査の上、その歴史的特性に従い、現状維持もしくはは然るべき旧状への復原とする。 ・所在地などの現状を尊重し、位置などをむやみに変更しない。

※その他、特に記載のない形態・意匠等は伝統的建造物に準ずるものとする。また、教育委員会が特に必要と認め、上記の基準に依り難い場合は、須坂市伝統的建造物群保存地区保存審議会に諮って決定する。

別表5 復旧基準

環境物件	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地などの現状を尊重し、位置などをむやみに変更せず現状維持および保全に努める。 ・履歴等を調査の上、その歴史的特性に従い、現状維持もしくはは然るべき旧状への復旧とする。
------	---

※その他、特に記載のない形態・意匠等は伝統的建造物に準ずるものとする。また、教育委員会が特に必要と認め、上記の基準に依り難い場合は、須坂市伝統的建造物群保存地区保存審議会に諮って決定する。

別表6 修景基準

種 別		十字の街道に面するもの	十字の街道に面さないもの		
建 築 物	敷 地	地 割	・歴史的な地割を継承した現状の間口を維持すること。		
		配 置	・街道に面して建て、軒先もしくは下屋は道路から後退させない。 ・主となる建築物に脇門を設けるなど、周囲の伝統的建造物に準ずる配置とする。 ・前面道路に面して建て、町並みの連続性が失われないよう配慮する。		
	構 造 ・ 規 模	構 造	・木造で、周囲の伝統的建造物と調和するものとする。		
		建 物 間 口	・周囲の伝統的建造物に準ずる。		
		階 数	・平屋建てもしくは二階建てとする。		
		高 さ	・周囲の伝統的建造物に準ずる。		
		基 礎	・コンクリート面の露出が目立たないようにする。		
	外 部 意 匠	屋 根	形 式	・切妻造を基本とする。	
			勾 配	・周囲の伝統的建造物に準ずる。	
			軒	同上	
			材 料	・瓦葺きとする。 ・瓦葺きもしくは金属板葺きとする。	
			色 彩	・灰色もしくは黒色系統とする。	
		下屋庇	形 式	・周囲の伝統的建造物に準ずる。	
			材 料	・屋根と同様の材料とする。	
			色 彩	・屋根と同等の色彩とする。	
		外 壁	形 式	・大壁造とし、漆喰仕上げ等、周囲の伝統的建造物に準ずる仕上げとする。	・大壁造もしくは真壁造とし、周囲の伝統的建造物に準ずる仕上げとする。
			色 彩	・中塗り仕上げもしくは白漆喰仕上げに調和するものとする。	
		建 具	形 式	・周囲の伝統的建造物に準ずる。	
			材 料	・原則木製とする。	
	色 彩		・周囲の伝統的建造物に準ずる。		
工 作 物	門	形 式	・木製で、材料や規模は周囲の伝統的建造物に準ずる。		
		色 彩	・無彩色もしくは自然の素材色など、周囲の伝統的建造物に準ずる。		
	堀	形 式	・木製の板堀もしくは土堀とし、材料や規模は周囲の伝統的建造物に準ずる。		
		色 彩	・無彩色もしくは自然の素材色など、周囲の伝統的建造物に準ずる。		
	その他の工作物		・周囲の伝統的建造物に準ずる。		

※その他、特に記載のない形態・意匠等は伝統的建造物に準ずるものとする。また、教育委員会が特に必要と認め、上記の基準に依り難い場合は、須坂市伝統的建造物群保存地区保存審議会に諮って決定する。

別表7 許可基準

建築物	敷地	地割	・歴史的な地割を継承した現状の間口を大きく改変しないこと。	
		配置	・道路に面して建て、軒先もしくは下屋は道路から後退させない。 ・主となる建築物に脇門を設けるなど、周囲の伝統的建造物に調和する配置とする。	
	構造・規模	構造	・歴史的風致を損なわないものとする。	
		建物間口	同上	
		階数	・平屋建てもしくは二階建てとする。	
		高さ	・歴史的風致を損なわないものとする。	
		基礎	・コンクリート面の露出が目立たないように配慮する。	
	外部意匠	屋根	形式	・切妻造など、周囲の伝統的建造物に調和する形式とする。
			勾配	・歴史的風致を損なわないものとする。
			軒	同上
			材料	・瓦葺きもしくは金属板葺きとする。
			色彩	・灰色もしくは黒色系統とする。
		下屋庇	形式	・歴史的風致を損なわないものとする。
			材料	同上
			色彩	・灰色もしくは黒色系統とする。
		外壁	形式	・歴史的風致を損なわないものとする。
			色彩	・中塗り仕上げや白漆喰仕上げなど、周囲の伝統的建造物に調和する色彩とする。
		建具	形式	・歴史的風致を損なわないものとする。
			材料	・通りに面する建具は原則木製とする。
	色彩		・歴史的風致を損なわないものとする。	
	設備機器等			・通りからみえる配置や形状としない。やむを得ず通りに面する場所に設置する場合は、歴史的風致に調和した素材・形状・色彩による目隠しを行い、外観上目立たないようにすること。
	工作物			・歴史的風致を損なわないものとする。
	駐車場・空地等			・通りに面して駐車場を設ける場合は、門や塀などによる目隠しを行い、歴史的風致を損なわないものとする。 ・門や塀、車庫等を設ける場合は、それぞれの基準に従うものとする。
宅地造成・土地の形質の変更			・造成および変更後の状態が歴史的風致を損なわないものとする。	
樹木の伐採・土石類の採取			・実施後の状態が歴史的風致を損なわないものとする。	

※その他、特に記載のない形態・意匠等は伝統的建造物に準ずるものとする。また、教育委員会が特に必要と認め、上記の基準に依り難い場合は、須崎市伝統的建造物群保存地区保存審議会に諮って決定する。

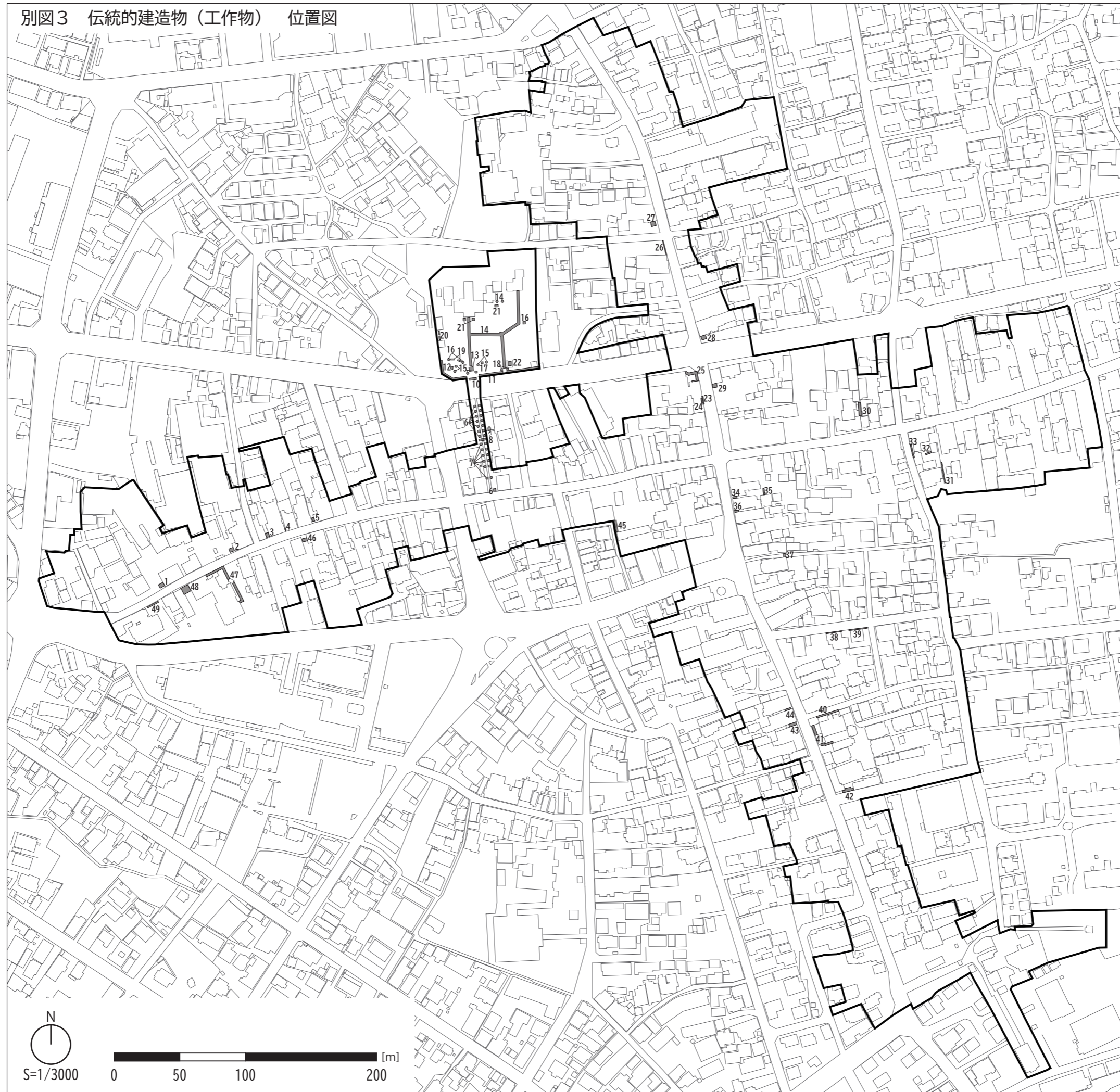
別図1 須坂伝統的建造物群保存地区 範囲図



別図2 伝統的建造物（建築物）位置図



別図3 伝統的建造物（工作物） 位置図



別図4 環境物件 位置図

